

令和2年5月21日
18:30
相模原市発表資料

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の 一部解除を踏まえた市長コメント

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」については、本日、政府より、関西3府県の解除が決定されましたが、新規感染者が一定数発生している首都圏の1都3県及び北海道については、引き続き、宣言が継続されることとなりました。

神奈川県内では、病院内感染によるクラスターなど、いまだ複数の新規感染者が発生し顕著な減少が見られない中、本市においては、これまでの市民の皆様や事業者の皆様のご理解、ご協力により、この1週間の新規感染者数が1人となり、大幅な減少傾向にあります。

このことに深く感謝を申し上げますとともに、「緊急事態宣言」の解除まで、あと1歩のところにある今、引き続き、外出自粛や感染症予防対策の徹底を、どうかお願いいたします。

本市といたしましては、国や県、医療機関との連携による医療体制の確保や、小規模事業者への給付金など本市独自の経済・雇用対策、さらには在宅中の児童・生徒への昼食費支援など、様々な対策を実施し市民の皆様の安全と暮らしを全力で支えてまいります。

最後になりますが、感染された方の一日も早い回復をお祈りするとともに、その方やご家族等に対する人権と個人情報の保護にもご配慮をいただきますよう、お願いいたします。

令和2年5月21日

相模原市長 本村 賢太郎

(問い合わせ先)
担当 緊急対策課
電話 042-707-7044